第

5955

号

REÂDAS U-ダァスクラブ

1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2018年)平成30年 5月 15日 火曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所(編集・発行:税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: http://www.zeirishi-miwa.co.jp

△ 不動産賃貸業を始めたときの届出

Q:私はサラリーマンですが、今年から不動産の貸付けを始める予定です。どんな届出が必要ですか?

A:次の届出書が必要です。

【解説】

個人が新たに不動産の貸付けを始めたときは、次の届出書を提出する必要があります。

①個人事業の開業・廃業届出書

事業的規模の不動産貸付けを開始したときは、 開業の日から1か月以内にこの届出書を提出 することが必要です。

②所得税の青色申告承認申請書

不動産の貸付けを始めた年分から青色申告を しようとする場合は、開業の日から2か月以 内(その年の1月15日以前に開業した場合は 3月15日まで)にこの申請書を提出して承認 を受ける必要があります。

③青色事業専従者給与に関する届出書

青色事業専従者に給与を支払うこととした 場合には、②の承認申請のほかに、青色事業 専従者給与額を必要経費に算入しようとする 年の3月15日まで(その年の1月16日以後に 開業した人や新たに専従者がいることとなっ た人は、その開業の日や専従者がいることと なった日から2か月以内)にこの届出書を提 出する必要があります。

④所得税の減価償却資産の償却方法の届出書減価償却資産の償却方法を選定する人は、この届出書を提出します。提出期限は、開業した年の翌年3月15日までです。この届出をしない場合は法定の償却方法になります。







